



# 序章 緑の基本計画について

## 1 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に規定される計画（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）であり、本市が緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その将来像・目標・施策などを定めます。

緑の基本計画で扱う「緑」とは、樹木や草花などの個々の植物のみでなく、公園緑地、緑化された庭、樹林地、社寺林、農地のほか、河川などの水辺の空間も対象としています。

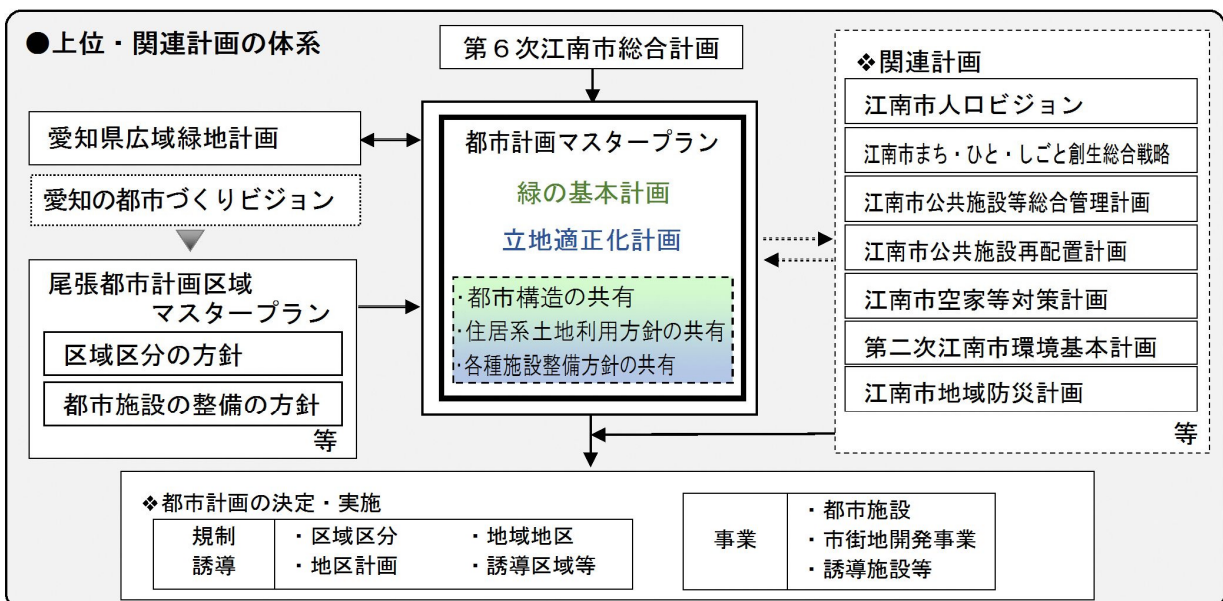
都市緑地法 第4条（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）  
市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

## 2 緑の基本計画の位置づけ

策定する本計画の位置づけについて下記のとおり整理します。計画の策定については、第6次江南市総合計画や愛知県広域緑地計画のほか、関連計画との整合性に配慮します。

江南市都市計画マスタープランについても、同じく目標年次を迎えるため、緑の基本計画と連携して見直しを行い、併せて策定しています。

また、人口減少や少子高齢化社会に対応した集約型都市構造の構築に向け、江南市立地適正化計画を緑の基本計画と整合しながら作成を進めています。（平成31年度策定予定）。



### 3 計画の目標年次

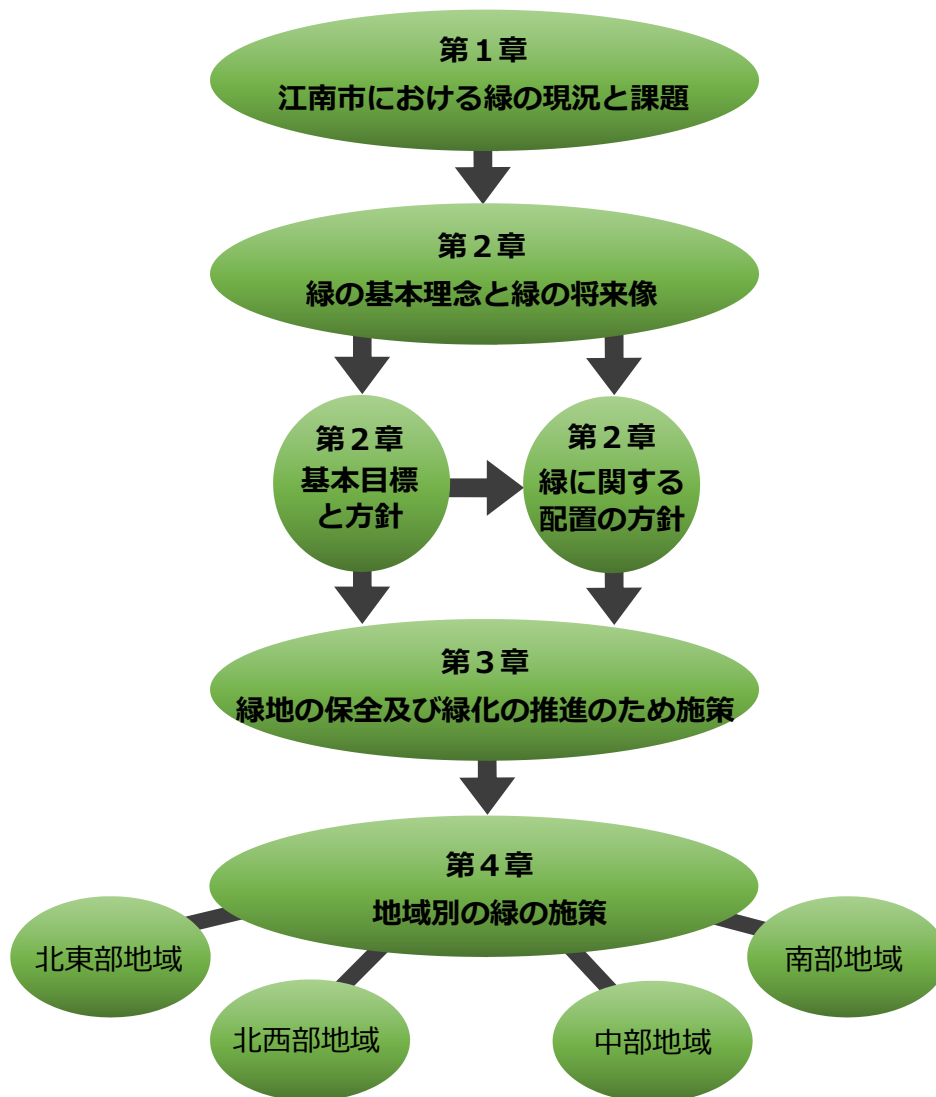
江南市都市計画マスタープランと整合を図り、計画策定から概ね 10 年後の平成 39 年度とします。

### 4 計画の対象区域

計画対象区域は江南市全域とします。

### 5 計画の構成

緑の基本計画では、本市における緑の現況を把握して課題の整理を行い、緑の基本理念と将来像を掲げます。その実現に向けて、基本目標・方針と緑に関する配置方針を設定し、それらの方針を踏まえて、緑地の保全及び緑化の推進のための施策の整理を行います。



■緑の基本計画の構成